

## 別紙 1

### 大日本印刷健康保険組合の行う個人情報（個人データ）の共同利用

#### 1. 法定健診に係る共同利用（17.3.15 公表）

##### (1) 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

事業主が法に基づき行う健診項目（法定健診）で、大日本印刷健康保険組合が受託している事業所の被保険者個人情報

①定期健康診断の実施項目

②特殊健診の実施項目

③上記①～②の健診の二次、精密検査より発生する個人情報

##### (2) 共同利用者

大日本印刷健康保険組合診療所担当者及びその管理者

被保険者の所属する事業所の担当者及びその管理者

##### (3) 共同利用目的

当組合は事業主と共同で健康診断等の事業を行い、健診後、診療所等健康増進施設において外来診療及び健康の保持・増進のための保健指導、健康相談に利用します。

##### (4) 個人情報の管理について責任を有する者

大日本印刷健康保険組合 常務理事

大日本印刷株式会社 労務担当取締役

その他の事業所 労務担当取締役又は総務部課長

なお、大日本印刷健康保険組合が事業として行う法定健診以外の健診項目、外来診療保健指導、健康相談等から発生する健康に関する個人情報は、大日本印刷健康保険組合が専属的に使用し、本人の了解なく第三者に提供することはありません。

#### 2. 高額医療給付に関する交付金交付事業（17.3.15 公表）

##### (1) 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

健康保険法付則第2条に基づく事業で、当組合に高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。その事業の申請のために、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。レセプトと称する。）のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、診療年月、レセプト請求金額などの記載した書類（交付金交付申請総括明細書）及びレセプト記載データを健保連・共同事業一課に提出

##### (2) 共同利用者

大日本印刷健康保険組合高額交付事業担当者及びその管理者

健保連・共同事業一課担当者及びその管理者

健保連の業務処理委託業者（財団法人 社会経済生産性本部・社会情報システム部）

(3) 共同利用目的

(1) の申請を行うことにより交付を受けるために利用する。健保連・共同事業一課は当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用する。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者

大日本印刷健康保険組合 常務理事  
健保連・共同事業一課担当者及び共同事業一課長

3. 特定保健指導に係る健診項目の共同利用（20.3.15 公表）

(1) 共同利用する個人情報（個人データ）の項目

事業主が法に基づき行う健診項目（法定健診）のうち、特定健診項目と指定された項目（詳細な健診の項目、二次、精密検査項目を含む）及び保健指導より発生する個人情報

(2) 共同利用者

大日本印刷健康保険組合担当者及びその管理者  
被保険者の所属する事業所の担当者及びその管理者

(3) 共同利用目的

当組合は事業主が法に基づき行う法定健診項目の一部（特定健診項目）を利用して、事業主と共同で特定保健指導の事業を行い、特定健診対象者の生活習慣病対策に取組みます。

(4) 個人情報の管理について責任を有する者

大日本印刷健康保険組合 常務理事  
大日本印刷株式会社 労務担当取締役  
その他の事業所 労務担当取締役又は総務部課長